

情報取扱責任者各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 中村 秀昭

適時開示資料を自社ウェブサイト等に掲載する場合の留意事項
(CMSの利用等に関する留意点等)について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示をはじめ、当取引所の諸施策に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、正式な公表予定時刻より前に上場会社が重要な会社情報を自社のウェブサイトの「公開ディレクトリ」に情報セキュリティ措置を講ずることなく保存したため、外部者によって容易に当該情報が閲覧されてしまう事例が存在したことを受け、同様の事例の再発防止の観点から、平成25年に金融庁と全国証券取引所の連名により留意事項の通知を行う¹とともに、上場規則において適切な運用を義務付ける²などの対応を行ってまいりました。

しかしながら、全国証券取引所に上場されている相当数の会社において、コンテンツ管理システム(CMS)の導入・変更時に仕様等の確認が不十分であったこと^{*}、又は担当者変更の際のウェブサイト掲載についての運用の引継ぎが適切に行われなかったことやウェブサイト掲載の委託先への運用徹底がなされていなかったことなどに起因し、引き続き、公表前の決算情報等が外部者によって閲覧可能な状態となっていた(外部からアクセス可能な「公開ディレクトリ」に保存されていた)事例が確認されております。

※CMSの仕様等の確認が不十分であった事例

- ・CMSの予約掲載機能を使用すれば、指定時刻までは外部者からの閲覧が不可能であると誤認していた。
- ・CMS上のステータスが「非公開」となっていれば、外部者からの閲覧が不可能であると誤認していた。

上場会社の皆様には、自社ウェブサイト等におけるCMS等の仕様や実際の運用状況等をご確認いただき、マニュアル等の整備や定期的な点検など、以下の留意点を踏まえ、社内における実務対応の徹底をあらためてお願い申し上げます。また、情報取扱責任者の皆様におかれましては、当該内容を社内関係者にご周知くださいますようお願いいたします。

¹ 平成25年4月5日付「会社情報の公表予定時刻前のウェブサイトへの掲載等に係る全国証券取引所の対応及び留意事項のご通知について」(名証自規第155号)の別添3「法定開示書類及び適時開示事項を自社ウェブサイト等に掲載する場合の留意事項について」をご参照ください。

² 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第13条の2など。なお、上場規則に違反して不適切な運用が行われた場合には、その影響の程度や改善の必要性に応じて、上場規則に基づく実効性確保措置(改善報告書の提出や、上場契約違約金の支払い及びその旨の公表など)の適用対象となります。

<留意点>

- ・ 事前に開示資料のファイルをCMS等のウェブサイト更新ツールを用いて登録・保存（一時保存、仮登録等を含む。）する場合、CMS等の仕様によっては、意図した公開時刻より前に外部者からの閲覧が可能となることがあるため、以下の点を必ずご確認ください。

・ ファイルの保存先が、公開ディレクトリでないこと

・ 公開ディレクトリの場合には、適切なアクセス制御がなされていること

- ・ ウェブサイトへの掲載手順やその必要性について明記したマニュアル等を整備し、周知徹底を図るようにしてください。また、適切な運用が継続的に行われるよう、別の担当者による二重チェックや定期的な点検を行うなど、チェック体制の整備・実施にも努めてください。

- ・ ウェブサイトへの掲載作業を外部に委託している場合には、当該委託先にウェブサイト等での会社情報の取扱いの重要性について正しく認識させるとともに、当該委託先において適切な運用が行われているか、定期的に確認するようにしてください。

敬具

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）

電話：052-262-3174 電子メール：jisyukisei@nse.or.jp